

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金「雇用機会拡充事業」をご利用になったことのある事業者の皆様へ

新型コロナウイルス対策のために新しく生まれた

特定経営基盤維持事業をご利用ください！

特定経営基盤維持事業とは？

過去に特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用して新たに雇用を増やした事業者の皆様が、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した場合に、固定費など経営基盤を維持するために必要な経費の支援を受けられる事業として、「特定経営基盤維持事業」がこのたび新設されました。

補助対象事業費

法人の場合は400万円、個人事業者は200万円までの支援を受けられます。

※補助対象事業費の3/4を補助します。1/4は事業者のご負担となります。

例) 事業費400万円＝補助金300万円＋事業者負担100万円

事業費200万円＝補助金150万円＋事業者負担50万円

補助対象経費

例えば、稼働させざるを得ない部門の従業員の人件費、店舗や作業場などの家賃、ホームページの維持・更新のための広告宣伝費、ウイルス対策のための消耗品購入費など皆様の経営基盤を維持するために必要な経費についての支援が受けられます。

補助対象となる事業者

平成29年度から令和元年度までの間に雇用機会拡充事業を利用し（今年度においても同事業の事業実施者となっている場合を除きます。）、

- ① 同事業により事業拡大をして新たに雇用を1名以上増やし、又は創業をして、
- ② 令和元年度末時点での特定有人国境離島地域における自社の従業員数が同事業を実施する前の従業員数を下回っておらず、
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等の事業活動を示す指標が5%以上減少している

事業者が支援を受けられます（上記の①②③のいずれも満たす必要があります）。

△「持続化給付金」の給付を受けた場合、本事業の補助金を受け取ることができませんのでご注意ください！

よくあるお問い合わせ

Q 1. 特定経営基盤維持事業の補助金と持続化給付金を両方受け取ること はできませんか？

特定経営基盤維持事業の補助金と持続化給付金の両方を受け取るとはできません。本事業の交付決定後に持続化給付金の給付を受けた場合でも本事業の補助金を受け取ることができなくなりますので十分にご注意ください。

Q 2. 特定経営基盤維持事業と持続化給付金はどちらが有利ですか？

持続化給付金の支給要件を満たさない場合でも本事業の補助金を受け取ることができる可能性があります。二つの制度の特徴を簡単にまとめた下の表も参照されながら、皆様の経営状況等に応じてどちらを利用されるかご判断ください。

		特定経営基盤維持事業	持続化給付金
主な要件（売上高）		前年同月比で 5%以上の減少	前年同月比で 50%以上の減少
支給金額	法人	上限 300 万円（+自己負担最大 100 万円）	上限 200 万円（自己負担なし）
	個人事業者	上限 150 万円（+自己負担最大 50 万円）	上限 100 万円（自己負担なし）
用途		人件費、家賃、広告宣伝費等	自由
支給時期		事業期間終了後	申請後、通常 2 週間程度

Q 3. 今年度の雇用機会拡充事業に採択されているのですが、特定経営基盤維持事業の申請をすることはできませんか？

今年度に雇用機会拡充事業を実施する場合は特定経営基盤維持事業の補助対象とはなりません。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて今年度の事業計画の変更を希望される場合には各市町村の窓口にご相談ください。

Q 4. いつから申請の受付が始まりますか？

事業所を置いている市町村において申請書類の受付をします。受付開始時期は市町村によって異なりますので、それぞれの窓口にお問い合わせください。

Q 5. 申請にあたって必要となる情報を教えてください。

申請書類には、雇用の状況、売上高等の減少の状況、経営基盤の維持に関する方針などを記入していただきます。詳しくは各市町村の窓口にお問い合わせください。

Q 6. 補助金はいつ受け取ることができますか？

「精算払い」による支給となります。特定経営基盤維持事業の実施期間終了後、事業実施者から市町村に実績報告を行っていただき、必要事項の確認を受けた後に支給されます。なお、事業実施期間は、市町村により交付決定がなされた日から令和 3 年 3 月 31 日までの間で、事業の内容に応じて任意に設定することが可能です。

お問い合わせ先：事業を実施する特定有人国境離島地域の自治体